

平成27年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課

事業概要

細事業名	家庭的養護推進事業費					区分	一部新規	
施策	233	児童虐待の防止と社会的養護の推進						
基本事業	23303	社会的養護が必要な児童への支援						
		目標項目	26年度実績値		27年度目標値			
		要保護児童に対する家庭的ケアの実施率			43.0%			
選択・集中	緊急1,5							
重点化施策	重点							
根拠 (法令等)	次世代育成支援対策施設整備交付金交付要領、 児童虐待・DV対策等総合支援事業及び母子家庭等対策総合支援事業の実施について							
予算額等	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度		
	予算額					423,138千円		
	決算額							
事業の目的	三重県家庭的養護推進計画に基づき、里親・ファミリーホーム委託の推進、児童養護施設等の小規模化、地域分散化を促進し、要保護児童が家庭的な養育環境の中で安心して暮らせるようにします。							
事業目標	里親の新規開拓や里親に対する支援の充実を図り、里親等委託を進めます。 また、児童養護施設等におけるオールユニット化や地域分散化を支援し、要保護児童に対する家庭的ケアの実施を進めます。							
前年度からの変更点	H26 家庭的養護体制充実支援事業を、「家族再生・自立支援事業」と本事業に分割しました。 児童家庭支援センターの新規開設（1施設）、里親の新規開拓・里親支援の充実に向けた取組の強化、各施設等の家庭的養護体制の充実を図る事業を追加しました。							
事業の必要性と期待される効果	すべての子どもは、適切な養育環境において、安心して自分を委ねられる養育者によって、一人ひとりの個別的な状況が十分考慮される中で養育されるべきです。 そのことは要保護児童にとっても同様であり、里親・ファミリーホームへの委託を優先的に進めつつ、施設においてもできる限り家庭的な養育環境を提供するよう整備を進める必要があります。 そうした中で、特定の大人との継続的で安定した愛着関係の下で養育が行われることにより、児童が健やかに成長し、自立や家庭復帰につながっていきます。							

取組詳細

取組概要	<p>里親の新規開拓や支援の充実に取り組むとともに、児童養護施設等の小規模化、地域分散化に向けた整備等を促進します。</p> <p>また、施設職員の育成に取り組み、養育技術の面から小規模ケア化の促進を図ります。</p>
取組内容等	

- (1) 児童養護施設等施設整備事業 243,106千円（うち県費17,535千円）
- 社会福祉法人が施工する児童養護施設の改築等に要する経費の一部に充てるため補助金を交付します。また、児童福祉施設等が行う耐震診断に要する経費の一部に充てるため補助金を交付します。
- (2) 小規模ケア化推進支援事業 288千円（うち県費147千円）
- 児童養護施設における小規模ケア化を推進するにあたり、小規模ケア体制から派生する課題によって施設内での問題行動が濃縮化されたり、個々の児童の課題がユニット全体に波及したりしないよう、課題への対処を行いつつ、子どもの健康な育ちを保障するために児童養護施設と児童相談所との連携・協働により、養育支援技術というソフトウェアの面から小規模ケア化を支援します。
- (3) 家庭的養護体制充実支援嘱託員 2,326千円（うち県費2,317千円）
- 児童相談センターに家庭的養護体制充実支援嘱託員を配置し、家庭的養護体制の充実支援に関する課題を調査・分析し、児童及び施設に健康教育・予防教育の指導や調整等を行います。
- (4) 児童家庭支援センター運営支援事業（拡充） 24,006千円（うち県費12,003千円）
- 児童家庭支援センターは、児童相談所、市町等の関係機関と連携しつつ、地域に密着したよりきめ細かな子育て相談を行う児童福祉施設で、①地域の子どもの福祉に関する各般の問題に関する相談・助言、②児童相談所長の委託に基づく指導、③訪問等による要保護児童及び家庭に係る状況把握、④里親支援等を行います。本事業において、その事業運営費の一部を補助します。
- 国においては、将来的には児童家庭支援センターを児童養護施設等に標準装備とすることが謳われている中、これまで南志児相管内に1施設（伊勢市 精華学院）であったところ、平成26年度に北勢児相管内に1施設（四日市市 エスペランス四日市）が設置されました。現在、伊賀児相管内（名張市 名張養護学園）で整備が進められており、平成27年度に開設される予定です。今後、まずは県内各児相単位での設置を段階的に進めていきます。
- (5) 里親委託推進事業（拡充） 21,463千円（うち県費15,321千円）
- ・三重県家庭的養護推進計画に基づき、里親委託率（平成25年度16.5%）を今後十数年で倍増させる必要があります。この目標を達成するためには、新規開拓により里親登録者を増やすこと、及び児童の養育にあたる里親支援の充実が不可欠であることから、以下の事業に取り組みます。
 - ・里親制度にかかる啓発や新規開拓の手法について検討するために県民に対する意識調査を行います。
 - ・里親制度に関心のある方が気軽に参加でき、里親登録につながる相談がしやすいよう、全ての市町で里親制度説明会を開催するとともに、地域の要望に応じて出前説明会を行います。
 - ・里親及び施設の代表者や学識者等で構成する里親委託推進委員会を引き続き開催し、里親委託推進方策について検討を行います。
 - ・養育里親や専門里親として必要となる知識・情報を学ぶため、それぞれ登録希望者を対象とした研修・実習を実施するとともに、委託中の里親を対象としたフォローアップ研修を充実し、養育スキルの向上に取り組みます
 - ・里親支援専門相談員との連携による、養育相談への対応や定期的な家庭訪問等を通じ、専門的

かつきめ細やかな里親支援を行います。

・里親の養育技術の向上や精神的負担の軽減を図るため、里親が定期的集い相互交流を深める里親サロンを設けます。

・里親委託中の事故等に備えて加入する「里親賠償責任保険」にかかる保険料を助成します。

(6) 【新】家庭的養護体制推進事業 131,949千円(うち県費131,949千円)

児童養護施設、乳児院における小規模グループケアにおいて、各ユニットに児童指導員(非常勤)を1人加配して職員体制を充実するとともに、ユニットリーダーを配置して運営体制を強化することにより、入所児童への処遇体制を充実します。

また、ファミリーホームの設置促進や、里親支援専門相談員の活動による施設入所児童の里親委託の促進や委託後の支援の充実をはかるための経費の一部を補助します。

[実績等]

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	単位
要保護児童における家庭的ケアの実施率	34	40.2	49.6	%

※要保護児童(乳児院、児童養護施設入所児童および里親等委託児童)のうち、家庭的ケア(施設での小規模グループケアまたは里親・ファミリーホーム委託)を受けている児童の割合。

[財源負担割合] 国1/2 県1/2

(3)、(5)のうち保険・フォローアップ研修、(6)については、県10/10

(1)については、国2/3 県1/3

[事業負担割合] 国1/2 県1/2

(3)、(5)のうち保険・フォローアップ研修、(6)については、県10/10

(1)については、国1/2 県1/4 実施主体1/4

[事業開始年度] 平成19年度 (平成24年度において、家族再生・児童自立支援事業を組替)

三重県家庭的養護推進計画の実行(平成27年度)

～里親委託優先の原則に基づき、まずは里親委託の検討を徹底～

(1) 里親の新規開拓・委託推進等

[取組方向]

モデル地域を設定し、市町や里親支援専門相談員との連携により、1中学校区1養育里親登録をめざす

[主な取組]

- ・里親委託推進員の増員(1→3人)【拡充】
- ・NPO等との連携により全市町で里親制度説明会を開催
- ・地域でのミニ集会、出前講座の実施【新】816千円(408)
- ・里親制度にかかるとの県民意識調査の実施【新】6,378千円(6,378)
- ・施設入所児童の里親委託の促進【新】43,064千円(43,064)
- ・ファミリーホームの運営費補てんによる設置促進【新】5,336千円(5,336)

(2) 里親支援の充実

[取組方向]

すべての施設に里親支援専門相談員の配置を促進し、連携して里親支援を充実

[主な取組]

- ・里親支援専門相談員(12人)との連携により、里親の相談等支援を充実(家庭訪問の回数増等)
- ・里親サロンの実施
- ・里親支援専門相談員連絡会議の定期的開催

(3) 施設の小規模GC化、地域分散化

[取組方向]

児童養護施設等の小規模グループケア化、地域分散化等を促進

[主な取組]

- ・小規模グループケア(30)、地域小規模児童養護施設(5)の運営を職員加配で支援【新】78,750千円(78,750)
- ・児童養護施設のオールユニット化、地域分散化 227,581千円(15,199)

(4) 専門ケアの充実・人材育成

[取組方向]

里親や児童養護施設職員等の養育技術等を向上

[主な取組]

- ・養育里親研修、専門里親研修
- ・登録里親へのフォローアップ研修
- ・基幹的職員(施設の主任クラス)研修
- ・小規模グループケア化に伴う養育技術向上研修
- ・小規模グループケアへのユニット・リーダー配置による運営体制の強化(児童の処遇向上、OJT機能強化等)【新】4,799千円(4,799)

(5) 家庭支援・地域支援

[取組方向]

児童養護施設等による地域の子育て支援の充実

[主な取組]

- ・家族再生にむけた施設職員のスキル向上、親子生活訓練・指導
- ・児童家庭支援センターの整備 12,525千円(836)
- ・児童家庭支援センターの運営支援(2→3カ所)【拡充】24,006千円(12,003)
- ・子育て短期支援事業の市町への働きかけ
- ・家庭復帰した児童へのフォローの充実

(6) 児童の自立支援

[取組方向]

要保護児童の自立に向けた支援の充実

[主な取組]

- ・施設に入所する小学生に対する学習支援【継続】8,720千円(4,360)
- ・施設職員に対する人権擁護プログラムの実施
- ・身元保証、未成年後見人選任支援

他府県と比較した「三重県家庭的養護推進計画」の特徴

【特徴1】「1中学校区1養育里親」登録をめざした取組（※平成27年度新規事業）

- 今後、里親登録者を倍増していくため、まずは里親登録者のいない地域の解消をめざし、本県では「1中学校区に1養育里親」の確保を目標として、新規里親の開拓に取り組むこととします。
- 里親支援専門相談員や市町との連携により、各地域で小規模な単位での里親制度説明会をより多く開催するなどの取組により、県民の理解を深めるとともに、養育里親の新規開拓を図ります。

【特徴2】児童養護施設でのユニット運営体制強化等への支援による処遇体制の充実、ファミリーホームの設置促進及び、施設入所児童の里親委託推進

（※平成27年度新規事業）

- 施設でのユニット運営体制強化等への支援による処遇体制の充実
各施設の小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の各ユニットに児童指導員（非常勤）を配置することにより、職員の勤務ローテーションの緩和、緊急時の対応や家庭訪問、退所児童のフォローへの対応、専門性の向上のための外部研修受講などの各ユニットの運営体制を強化し、児童の処遇体制の充実を図ります。
- ファミリーホーム設置促進
現行制度では現員払いとなるファミリーホームへの措置費について、児童1人分の事務費を補助することにより、ファミリーホーム運営の安定化に向けた支援を行い、ファミリーホームの設置を促進します。
- 施設入所児童の里親委託の推進
里親支援専門相談員の活動を支援することにより、施設入所児童を里親委託につなげた後のアフターケアや、さらなる施設入所児童の里親委託の推進にむけた活動の充実を図ります。

【特徴3】施設機能の地域分散化及び児童家庭支援センターの設置促進

- 施設のない地域での分園型小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の設置を促進することにより、施設機能の地域分散化を図るとともに、本体施設等への児童家庭支援センターの設置を促進することにより、地域における社会資源の充実や支援体制の強化を図ります。

【特徴4】自立支援、子どもの権利擁護に向けた取組

- 自立支援や子どもの権利擁護に向けた取組を家庭的養護推進計画に盛り込み、社会的養護を必要とする子どもへの支援を総合的に推進します。

平成27年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課

事業概要

細事業名	家族再生・自立支援事業費				区分	継続
施策	233	児童虐待の防止と社会的養護の推進				
基本事業	23303	社会的養護が必要な児童への支援				
		目標項目	26年度実績値		27年度目標値	
		要保護児童に対する家庭的ケアの実施率			43.0%	
選択・集中	緊急5					
重点化施策	重点					
根拠 (法令等)	次世代育成支援対策施設整備交付金交付要領、 児童虐待・DV対策等総合支援事業及び母子家庭等対策総合支援事業の実施について					
予算額等	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	予算額					11,105千円
	決算額					
事業の目的	要保護児童の家庭復帰を支援するとともに、進学や就職等をめざす児童の自立を支援します。					
事業目標	<p>児童養護施設等においては、被虐待児等の要保護児童が安全に保護されるとともに、適切な支援を受けられる中で、家庭復帰や自立に向けた支援が行われる必要があります。</p> <p>こうしたことから、施設職員等の育成を図るとともに、児童養護施設に入所する小学生に対する学習支援、家族再生に向けた取組の推進、退所児童の身元保証などを行うことにより、要保護児童の家庭復帰や自立を進めます。</p>					
前年度からの変更点	<p>H26 家庭的養護体制充実支援事業を、「家庭的養護推進事業」と本事業に分割しました。</p> <p>H27 においては、基幹的職員研修（隔年）を実施します。</p>					
事業の必要性と期待される効果	<p>要保護児童に対しては、安定した生活環境において、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育が行われる必要があります。</p> <p>そのためには、児童養護施設等における職員の育成を図るとともに、児童の学習意欲の向上や家族再生に向けた取組の推進及び退所時における身元保証等が求められています。</p> <p>こうした取組が児童の自立や家庭復帰につながっています。</p>					

取組詳細

取組概要	<p>要保護児童の自立に向け、小学生から学力向上や学習習慣の習得等を進めます。</p> <p>また、入所児童の家庭復帰等に向け、児童養護施設等施設職員の人材育成に取り組むとともに、最適な家族再生プログラムの活用を図ります。</p> <p>さらに、退所児童の身元保証などを行います。</p>
取組内容等	

- (1) 児童養護施設入所児童学習支援事業 8,720千円(うち県費4,360千円)
- 学習指導のほか児童養護施設に入所している児童の状況や特性等についての十分な理解や、入所児童の約半数を占める被虐待児への配慮など、児童福祉の向上や自立支援に熱意を持った学習支援員を派遣し、県内すべての児童養護施設に入所する小学1年生から6年生までの児童に対して、各施設において週1回1時間程度の学習支援を実施します。
- (2) 基幹的職員研修事業 436千円(うち県費218千円)
- 施設における組織的な支援体制の確保と人材育成を可能とすることを目的に、自立支援計画等の作成及び進行管理、職員の指導等を行う基幹的職員(スーパーバイザー)を養成するための研修を実施します。
- (3) CAP児童養護施設プログラム委託事業 683千円(うち県費342千円)
- 児童養護施設に入所している児童が、年齢に応じて互いの人権を理解しあい、必要な自己表現の手段を獲得したり、大人へ適切な支援依頼行動がとれるよう、児童養護施設職員等を対象として、CAPプログラム等を行います。
- (4) 家族再生プログラム事業 661千円(うち県費333千円)
- 児童養護施設等の入所児童の家庭復帰や家族との望ましい関係の構築をめざし、保護者及び子どもに対する支援を行う必要性が高まっています。このため、①暴力や暴言に寄らず教育的に子どもを養育する技術の習得(コモンセンス・ペアレンティング)や、②子どもや家庭の安全の向上に焦点を当てて、子ども・保護者と協働していく(サインズオブセーフティアプローチ)等、親子関係のアセスメント、自己肯定感の増進等から、家族関係構築をめざすために最適な手法について、児童相談所や児童養護施設の職員等が研修を受講して、ケースにおける家族支援に活用します。
- また、施設入所児童や里親委託児童が自らの過去を受け止めて、子どもが自分の人生を肯定的にとらえていくためのライフストーリーワーク等の研修を実施し、計画的に実施します。
- (5) 児童養護施設家族再生支援事業 303千円(うち県費152千円)
- 児童虐待防止拠点として整備した親子生活訓練室において、要支援家庭が家族再生を行うための生活訓練を行う場合に、子育て支援協力員等による指導のもとで、子育てに必要な一連の生活能力を身につけ、正しい知識と愛情を持って子育てを行えるよう支援します。
- (6) 施設退所児身元保証補助事業 51千円(うち県費27千円)
- 施設退所児(者)が就職等によりアパートを賃借する際等に、施設長等が身元保証人になった場合に支払う損害保険料に対して補助します。
- (7) 未成年後見人支援事業 251千円(うち県費126千円)
- 要保護児童に適切な未成年後見人が見つからない場合、当該児童が成人になるまでの間、弁護士等、未成年後見人を引き受けられる適切な方を選定し、家庭裁判所の後見人選任を受けた上で、当該後見人に報酬を支払います。

[実績等]

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	単位
入所する小学生に対する学習支援実施施設数	12	12	12	施設

[財源負担割合] 国1/2 県1/2 または、県10/10

[事業負担割合] 国1/2 県1/2 または、県10/10

[事業開始年度] 平成19年度 (平成24年度において、家族再生・児童自立支援事業を組替)

平成27年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 健康福祉部 ライフイノベーション課

事業概要

細事業名		みえライフイノベーション総合特区食バリューチェーン推進事業費					区分	新規					
施策		321	三重の強みを生かした事業環境の整備と企業誘致の推進										
基本事業		32103	ライフイノベーションの推進										
		目標項目		26年度実績値		27年度目標値							
		医療・健康・福祉分野の製品開発取組数（累計）				40件							
選択・集中													
重点化施策													
根拠（法令等）		みえメディカルバレー構想第3期実施計画											
予算額等	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度							
	予算額					10,652千円							
	決算額												
事業の目的		付加価値の高い機能性食品や作物を県内から創出するため、県内大学や医療機関等と連携して、企業等が食品の機能性表示を行うにあたって必要となる科学的根拠を得るための相談体制やネットワークを構築するとともに、医療情報を活用した食品開発に向けた研究を行います。											
事業目標		<ul style="list-style-type: none"> 食品の機能性表示を行うにあたって企業が相談窓口を活用した案件数（3件） 医療データを活用した食品開発の研究数（3件） 											
前年度からの変更点													
事業の必要性と期待される効果		<ul style="list-style-type: none"> 県では、国が採択した地域活性化モデルケース『食』で拓く三重の地域活性化』に基づいて、雇用経済部・農林水産部・健康福祉部が食のバリューチェーン構築に向けた取組を行っています。 また、27年4月には、国の「日本再興戦略」に基づき、食品表示に関して、現行の栄養機能食品、特定保健用食品（トクホ）に続く「新たな機能性に関する表示制度」の開始が予定されています。新制度では、企業自らが機能性を証明することにより、その内容を商品に表示できるとされており、企業からの制度に関する問い合わせも増えています。 <p>○食品表示制度</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>栄養機能食品 ※表示可能な栄養成分を予め指定</td> <td>特定保健用食品（トクホ） ※国の許可が必要</td> <td>新たな機能性表示 ※H27.4月開始予定 ※国への販売前届出で可</td> <td>一般食品</td> </tr> </table>						栄養機能食品 ※表示可能な栄養成分を予め指定	特定保健用食品（トクホ） ※国の許可が必要	新たな機能性表示 ※H27.4月開始予定 ※国への販売前届出で可	一般食品		
栄養機能食品 ※表示可能な栄養成分を予め指定	特定保健用食品（トクホ） ※国の許可が必要	新たな機能性表示 ※H27.4月開始予定 ※国への販売前届出で可	一般食品										

- ・一方、企業にとっては機能性表示に必要な科学的根拠を得るためのノウハウがないことや、ヒト臨床試験は費用・時間がかかるなどの課題があり、企業が容易に実施できる状況にありません。
- ・県内では、三重大学がヒト臨床試験や In vitro（試験管内試験）、ゼブラフィッシュ、マウス等の動物を活用した試験、査読付き論文等の文献検索など機能性に関する評価ができる環境があるほか、上野総合市民病院と企業が連携した高齢者向けの食品や高機能食品の開発が進められているなど、科学的根拠を得るための試験が可能な機関が存在しています。
- ・このような機関が連携し、食品の機能性評価に関する企業からの相談等に対応する窓口を大学等に設置するとともに、協力機関を拡大してネットワーク化を進めます。
- ・また、構築が進められている「統合型医療情報データベース」を活用して、医療データに基づいた食関連の産業創出に向けた研究を行います。
- ・これらの取組により、企業の食品開発が促進されるとともに、県外企業の参画が期待できます。

取組詳細

取組概要

付加価値の高い機能性食品や作物を県内から創出するため、食品の機能性評価に関する相談や企業ニーズに基づいた臨床試験等をコーディネートする窓口を大学等に設置するとともに、協力機関の拡大に向けた取組を実施します。

また、統合型医療情報データベースを活用して食関連の産業創出に向けた研究を実施します。

1 食の臨床試験ネットワーク・三重モデル構築事業 9,669 千円（うち県費 9,669 千円）

付加価値の高い機能性食品や作物を県内から創出するため、企業の希望に応じて、食品の機能性評価に関する相談やヒト臨床試験等をコーディネートする窓口を大学等に設置するとともに、新たに受け入れ可能な機関の拡大とネットワーク化に取り組みます。

- ・食の臨床試験体制構築事業委託（コーディネーターの配置、国内展示会出展、試験機関の拡大等）
8,662 千円
- ・専門家派遣、成果報告会開催等 1,007 千円

2 医療情報を活用した食産業創出研究事業 983 千円（うち県費 983 千円）

医療機関の診療情報等を集約した「統合型医療情報データベース」を活用して、データ分析を基にヒト臨床試験の被験者の絞り込みや疾患の罹患状況の把握等、食関連の産業を創出するための研究を実施します。

- ・研究会開催経費 610 千円
- ・専門家派遣 373 千円

[財源負担割合] 県 10/10

[事業負担割合] 県 10/10

[事業開始年度] 平成 27 年度

平成27年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 健康福祉部 ライフイノベーション課

事業概要

細事業名		みえライフイノベーション総合特区県産材活用健康住宅普及事業費				区分	新規
施策		321	三重の強みを生かした事業環境の整備と企業誘致の推進				
		32103	ライフイノベーションの推進				
基本事業		目標項目		26年度実績値	27年度目標値		
		医療・健康・福祉分野の製品開発取組数 (累計)			40件		
選択・集中							
重点化施策							
根拠 (法令等)		みえメディカルバレー構想第3期実施計画					
予算額等	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
	予算額	/				10,020千円	
	決算額	/					
事業の目的		<p>県民の健康の維持・増進と県産材の需要拡大を図るため、住宅関係者や医療・福祉関係者、自治体等との連携による推進体制のもと、県産材のもつ健康や快適機能等の有効性の科学的エビデンスを確立するとともに、県産材を活用した健康住宅（以下、「県産材活用健康住宅」）の普及啓発を実施します。</p>					
事業目標		<ul style="list-style-type: none"> ・ 県産材活用健康住宅の健康や快適機能等の有効性にかかる研究や実証試験に取り組みます。（取組案件数：4案件） ・ 県産材活用健康住宅の普及啓発を図るため、広く県民を対象としたセミナーを開催します。（開催回数：1回） 					
前年度からの変更点							
事業の必要性と期待される効果		<p>・ 国では、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいるところですが、医療保険や介護保険等の公的保険に依存しない公的保険外サービスの推進も重要とされており、住み慣れた住宅における健康の維持・増進、疾病の重度化防止に向けた取組が期待されています。また、日本再興戦略においても、「健康寿命延伸産業」が戦略的成長分野と位置付けられています。</p> <p>・ 住環境は健康と密接に関係しており、シックハウスやヒートショックなど健康に及ぼす影響が問題視されています。一方、木材の持つ吸放湿性能、温感、やわらかさ、香り、色調等が人間にリラックス効果、快適感などの健康や快適機能における良い効果を与えるといわれており、医学的な視点からの科学的エビデンスの確立が求められています。</p>					

- ・県内では、断熱改修によるヒートショック防止と省エネについて取り組む目的で、住宅関係者が主体となり三重大学や建築関係団体等で構成する「みえ健康・省エネ住宅推進協議会」が設立され、健康住宅への取組の機運も高まっています。このような中、MieLIPで構築した産学官民の連携基盤を活用することにより、本県において、健康住宅の科学的エビデンスを確立し事業化するとともに、県民に広く普及啓発するしくみを構築することで、全国に先がけた取組となることが期待されます。
- ・県産材活用健康住宅の科学的エビデンスを確立することで、県民への訴求効果が高まるとともに、林業県である本県の林業振興に繋がります。また、地域の住宅関係者の活性化にも繋がります。

取組詳細

取組概要

- ・県産材活用健康住宅についての健康や快適機能等の有効性にかかる研究を支援します。
- ・県産材活用健康住宅の研究や実証試験と連動し、研究者と住宅関係者等をメンバーとした研究会を立ち上げ、事業化に向けた検討を行います。

また、住宅関係者、大学等の研究者や自治体等で構成する「県産材活用健康住宅事業化フォーラム（仮称）」を設置し、参画事業者の拡充やネットワーク構築を促進します。

さらに、県民への住環境からみた健康維持・増進についてのセミナーを開催し、県産材活用健康住宅の普及を図ります。

1 県産材活用健康住宅研究開発事業 8,150千円（うち県費8,150千円）

県産材活用健康住宅における生活習慣病予防効果、化学物質やアレルギー物質による健康への影響、精神的効果、睡眠や学習効果等の科学的エビデンスを確立するため、大学や公設試等による健康や快適機能の有効性にかかる研究や実証試験を支援します。

- ・県産材活用健康住宅の有効性研究・実証試験委託等 7,772千円
- ・募集パンフレット印刷、委託研究審査会開催等 378千円

2 県産材活用健康住宅事業化促進事業 1,870千円（うち県費1,870千円）

上記1の事業と連動し、県産材のもつ健康や快適機能を生かした実用化研究、県産材活用健康住宅に着目した事業化支援や県産材活用健康住宅の在り方などテーマごとに検討するため、住宅関係者及び医療・福祉関係者、大学研究者や自治体職員等で構成する研究会を設置し、事業化をめざします。

また、参画事業者の拡充やネットワークの構築をめざし、みえ健康・省エネ住宅推進協議会をはじめ、住宅関係者、医療や福祉関係者、大学研究者や自治体等が参画する県産材活用健康住宅事業化フォーラム（仮称）を設置し、運営します。

さらに、県民への住環境からみた健康維持・増進についてのセミナーを開催し、県産材活用健康住宅の普及を図ります。

- ・研究会活動費（専門化派遣、会場使用料等） 621千円
- ・県産材活用健康住宅事業化フォーラム設置・運営 889千円
- ・普及啓発セミナー開催 360千円

[財源負担割合] 県 10/10

[事業負担割合] 県 10/10

[事業開始年度] 平成27年度